

有料職業紹介事業に関する情報公開

株式会社 阪急トラベルサポート

【許可番号】27-ユ-300275

【事業所一覧】

事業所名	所在地	個人情報取扱い 従業員の範囲
株式会社阪急トラベルサポート 札幌支店	北海道札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル4階 TEL 011-330-2474	支店及び 本社総務課
株式会社阪急トラベルサポート 東京支店	東京都港区海岸一丁目16番1号 ニューピア竹芝サウスタワー13階 TEL 03-6745-8250	人材事業課及び 本社総務課
株式会社阪急トラベルサポート 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目45番14号 東進名駅ビル8階 TEL 052-563-0630	支店及び 本社総務課
株式会社阪急トラベルサポート 大阪支店	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号 ハービス OSAKA10階 TEL 06-4795-5744	人材事業課及び 本社総務課
株式会社阪急トラベルサポート 福岡支店	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号 電気ビル共創館12階 TEL 092-712-6600	支店及び 本社総務課
株式会社阪急トラベルサポート 沖縄支店	沖縄県那覇市久米2丁目4番16号 大樹生命那覇ビル4階 TEL 098-860-6780	支店及び 本社総務課

職業紹介における個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、上表とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
- 2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

職業紹介における業務の運営に関する規程

第1 求 人

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファックス又はメールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付にかかる事務費用を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、(取扱職種の範囲等)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は職業紹介における個人情報 適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、**管理的職業、事務的職業、販売の職業、サービスの職業、専門的・技術的職業、輸送・機械運転の職業** です。
- 7 本所の取扱地域は、**日本国内**に限ります。
- 8 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	1,000 円 手数料負担は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の30% 手数料負担は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の40% 手数料負担は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 ー 円 活動1日当たり ー 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の50% 手数料負担は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の40% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。

上記手数料に消費税は含まれておりません。

職業紹介 返戻金制度

退職時期	返却額（対価総額に対する割合）
入社 1 ヶ月以内	100%
入社 2 ヶ月以内	75%
入社 3 ヶ月以内	50%
入社 4 ヶ月以内	45%
入社 5 ヶ月以内	40%
入社 6 ヶ月以内	35%
入社 7 ヶ月以内	30%
入社 8 ヶ月以内	25%
入社 9 ヶ月以内	20%
入社 10 ヶ月以内	15%
入社 11 ヶ月以内	10%
入社 12 ヶ月以内	5%

- ※ 返戻金額は弊社が収受した金額を超えないものとする。
- ※ 紹介予定派遣には適用しない。
- ※ 上表は目安です。